

別添 1

奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務

入 札 説 明 書 (案)

令和 7 年 1 0 月

奈 良 市 総 務 部

資 産 管 理 課

入 札 説 明 書

奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務に係る一般競争入札については、奈良市契約規則（昭和 40 年 11 月奈良市契約規則第 43 号）及び関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとし、入札を希望する企業および団体（以下「事業者」という）は、下記の事項を熟知のうえ、入札すること。

1. 奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務の目的

庁内電話交換機（以下「P B X」という。）更新にあたり、従来のオンプレミス方式による電話機器の運用課題を解消し、電話回線数の柔軟な調整が可能なクラウドサービスを採用することで、運用の効率化と拡張性の向上を図る。あわせて、コールセンターのシステムを一括で更新し、年間費用の削減を図るとともに、通話内容のデータ化およびF A Q連携によるA I活用の自動応答システムを導入し、問い合わせ対応の自動化と通話件数の削減を推進する。これらにより、P B Xとコールセンターシステムの連携を強化し、シームレスなコミュニケーション基盤を構築する。さらに、クラウドとA I技術の活用により、運用コストの最適化とサービス品質の向上を実現し、庁内の業務効率化と市民サービスの充実を目指す。

2. 一般競争入札に係る本業務の概要

（1）業務範囲

- （ア）設計（作業計画、移行設計、システム設計、運用設計）
- （イ）調達（クラウドP B X及びスマートフォンの賃貸借）
- （ウ）設置（スマートフォン配布・切替）
- （エ）設定（クラウドP B X設定、試験）
- （オ）運用保守（定期メンテナンス、障害対応、問い合わせ・運用サポート）

（2）本稼働の予定

令和 8 年 3 月 1 日

スケジュール	本書 該当項番	日時
公告	-	月 日 ()
入札説明書等の配布	-	月 日 (月) から 月 日 () まで
入札参加申請書等の受付	6	月 日 () から 月 日 ()
質問受付	7	月 日 () から 月

		日() 時まで
質問に対する回答 ※公開先 奈良市公式 HP [https://www.city.nara.lg.jp/]	7	月 日()
入札参加資格審査結果通知	8	月 日()
入札書受付	9	月 日() から 月 日()
開札	9	月 日() 時
落札者決定通知	10	月上旬

※日時等の変更、また追加情報については、随時奈良市ホームページにおいて掲載する。

(3) 実施場所

奈良市役所本庁舎 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市西部出張所 奈良市学園南三丁目1番5号 西部会館2階

(4) 奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務に係る仕様

詳細な仕様は、別添1「仕様書」のとおり

3. 契約方法

(1) 契約名

奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務

(2) 賃貸借期間

令和8年3月1日～令和11年2月28日(36ヶ月分)

(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

※契約日～令和8年2月28日までは、設備等構築及び切替期間とする

(3) 契約条項

別添2「奈良市クラウドP B X等設備賃貸借契約書(案)」のとおり

(4) 付帯事項

(ア)この契約が解除された場合には、本市と協議のうえ、落札者の負担により速やかにシステムを削除することとする。

(イ)本契約は契約期間終了後、本市の必要に応じて賃貸借期間の延長が可能であること。

4. 入札参加資格

本入札に参加できる者は、単独事業者又は共同企業体のいずれかによるものとし、次に掲げるそれぞれの要件を全て満たすものとする。

(1) 単独事業者の要件

- (ア)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ)奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成8年4月1日施行）に基づき、指名停止を受けている者でないこと。
- (ウ)市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (エ)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く）であること。
- (オ)奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第6条に規定する措置の対象でないこと。なお、本市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成22年4月1日発効）に基づき、所轄警察署長に照会する場合がある。
- (カ)その他市長がこの入札に参加することを不適切と認めていない者であること。
- (キ)過去2年間に、国・地方公共団体・民間等に対して、本業務と同規模程度のクラウドPＢX契約及び保守契約の実績が複数あること。

(2) 共同企業体の要件

- (ア)共同企業体（以下「JV」という。）を構成するすべての事業者について、4（1）（ア）～（カ）を満たすことが必要である。4（1）（キ）については、システムを構築する事業者が満たすことが必要である。構築実績は構築事業者、保守実績は保守事業者がそれぞれ満たすこと。
- (イ)JVを結成する場合は、代表者を決める必要がある。なお、JVを構成する全ての事業者は、複数のJVに所属することができない。また、JVに所属しながら単独で入札への参加についても、行うことができない。
- (ウ)参加申請や質問等は代表者が代表して行うものとし、市からの通知や回答等についても代表者のみに行う。
- (エ)入札参加申請書については、（様式第4号）を使用すること。また、（様式第8号）業務実績証明書は、まとめて1つの調書とすること。会社概要（様式自由）については、JVを構成するすべての事業者について提出すること。

5. 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金

- (ア)入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項に該当する場合は、これを免除する。

6. 入札参加申請

(1) 提出書類

- (ア)（様式第3号）入札参加申請書

(イ) (様式第 4 号) 入札参加申請書 (共同企業体用) ※共同企業体での参加の場合

(ウ) (様式第 5 号) 共同企業体協定書※共同企業体での参加の場合

(エ) (様式第 6 号) 共同企業体に係る委任状※共同企業体での参加の場合

(オ) (様式第 7 号) 保守体制整備証明書

(カ) (様式第 8 号) 業務実績証明書

※業務実績について、「(様式第 8 号) 業務実績証明書」を提出することとし、契約書の写し等、契約の実績がわかるものを添付すること。なお、業務実績は、過去 2 年間に、国・地方公共団体・民間等に対して行った本業務と同規模程度の電話交換機賃貸借契約及び保守契約の実績とする。

(キ) (様式第 9 号) 郵便入札用封筒

(ク) ISMAP に登録済み、または登録予定が確定していることがわかる書類

(ケ) 令和 7 年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者でないものにあつては、以下の書類を提出すること。

① 納税証明書の写し

・奈良市内の事業者 (奈良市外の業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。) [奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去 2 年度分の市・県民税 (法人にあつては法人市民税) 及び固定資産税 (入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去 2 年度分)

・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

納税証明書の写し「その 3」、「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」

② 商業登記履歴事項全部事項証明書の写し (発行後 3 か月以内のもの。)

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出期間

令和 7 年 月 日 () から同年 月 日 () まで。

(4) 提出方法

郵送で提出すること。なお、書留等の配達記録が残る方法にて、提出期間内に必着とする。また、郵送で提出した旨を後記「(5) 提出場所」まで電話連絡し、到達確認をすること。

(5) 提出場所

奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

住所：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 東棟 1 階

電話番号：0742-34-4999

7. 質問の受付及び回答

疑義がある場合は、書面をもって、資産管理課まで提出すること。ただし、入札後に不知又は不明を理由とする異議を申し立てることはできない。

(1) 受付期限及び回答期日

(ア) 質問受付期間

令和7年 月 日 () から同年 月 日 () 時まで。

(イ) 回答期日

令和7年 月 日 () までに奈良市公式ホームページに掲載 (予定)

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/12/>

(2) 受付方法

メールにて必要事項を明記のうえ、「(様式第10号) 質問書」を添付ファイルとして送信し、電話にて到達確認の連絡を行うこと。(来訪・遠隔会議等による問い合わせには対応しない。)

メールの件名を「奈良市クラウドP B X等設備賃貸借業務に関する質問」とすること。

(ア) 必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

(イ) 質問様式

(様式第10号) 質問書

(ウ) 提出先

奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

メールアドレス: shisankanri@city.nara.lg.jp

8. 入札参加資格審査結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加承認の可否は令和7年 月 日 () までに単独事業者の場合は事業者、又は共同企業体の場合は共同企業体の代表者に対し、通知する。通知は「(様式第3号) 入札参加申請書」及び「(様式第4号) 入札参加申請書 (共同企業体用)」に記載されたメールアドレスに送信し、原本については後日郵送する。なお、参加資格の確認がされた入札参加者数等の情報は公表しない。

9. 入札に関する事項

奈良市物品購入等郵便入札試行要領に準ずる郵便入札とする。

(1) 入札書の郵送方法

入札書 (様式第1号) に必要事項を記載し、後記 (2) の到達期限までに、一般書留又は簡易書留により郵送する。この場合において、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とする。入札書は、郵便入札用封筒 (様式第9号) のとおり記載した封筒に入れて封印する。なお、奈良市に到着後、送付者に到着連絡を行う。

(2) 入札書の到達期限

令和7年 月 日 () 必着

(3) 入札書の送付先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産管理課

(4) 開札の場所及び日時

開札の場所 奈良市役所 中央棟3階 入札室

開札の日時 令和7年 月 日 () 時

(5) 入札書の記入方法

入札書に記入する金額は、総額（賃貸借料及び通話料）の見積額を36（ヶ月分）で除した1ヶ月分（税抜き）の金額を記載する。従量制の場合は、あらかじめ本市が定めた1ヶ月分の分数（別添1「奈良市クラウドPBX等設備賃貸借業務仕様書10. 通話料（2）」参照）を基準として、各社の課金単価に基づき算出のうえ記載する。ただし、全ての分数は有料通話として算出すること。また、本市が定めた1ヶ月分の分数における項目の内、各社の課金単価に合わない項目に関しては、相当する項目に置き換え算出すること。定額制の場合は、スマートフォンの台数に応じた金額で算出すること。入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(6) 開札の立会い

(ア) 入札参加者の中から立会人を1名選任し、開札立会依頼書（様式第12号）を送付する。

(イ) 開札の立会いは、入札参加者又は入札参加者から委任を受けた代理人が行う。この場合において、代理人が立会いを行う場合は、開札用委任状（様式第13号）を必要とする。

(ウ) 開札日時になっても立会人が参集しない場合は、当該開札事務執行者及び開札事務従事者でない職員が立ち会う。

(エ) 立会人は、当該開札終了後、開札確認書（様式第14号）により、公正かつ適正な入札であったことを確認する。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者による入札

(イ) 委任状の提出がない代理人による入札

(ウ) 入札書に入札金額、件名の表示又は記名押印を欠く入札

(エ) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(オ) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

- (カ)同一入札者が出した同一項目についての２以上の入札
- (キ)入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (ク)入札書の日付が開札日でない入札
- (ケ)その他入札に関する条件に違反した入札
- (コ)その他市長の定める入札条件に違反した入札

１０．落札者の決定方法

落札者は、予定価格（賃貸借料及び通話料の月額総額）の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。落札者となるべき同価格の入札者が２者以上ある場合は、立会人による開札後に行うくじ引きにより落札者を決定する。

１１．価格内訳書の提出

落札者は落札決定の通知を受けた後速やかに価格内訳書（自由様式）を電子メールにて送付すること。メールの件名を「奈良市クラウドＰＢＸ等設備賃貸借業務に関する価格内訳書の提出」とし、本文に「商号又は名称」「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」を明記すること。

（１）必要事項

商号又は名称、担当者、電話番号、メールアドレス

（２）提出先

奈良市総務部資産管理課庁舎・公用車管理係

メールアドレス：shisankanri@city.nara.lg.jp

１２．入札に関する注意事項

- （１）入札参加資格等に関して虚偽の申請を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- （２）本入札は、別途調達で公告するコールセンター業務に係る入札が契約された場合に、本契約が成立することを前提とした仮契約の入札とする。なお、当該コールセンター業務の契約が成立せず、本契約が成立しなかった場合であっても、収入印紙等の契約準備に係る費用は事業者の負担とする。また、本運用に向けた準備等に要した費用や損害についても、市は一切を負担しないものとする。
- （３）入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は全て当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。

１３．契約の締結

（１）契約保証金

（ア）契約保証金は、奈良市契約規則第２３条に定める所定の保証金を納めなければならない。ただし、同条第２項に該当する場合は、これを免除する。

(2) 仮契約の締結

(ア)令和7年 月 日()までに、契約書により仮契約を締結するものとする。

(イ)入札参加申込書に記載された者を契約当事者とする。

(ウ)落札者が「4. 入札参加資格」に規定する入札参加資格を有しないことが判明したときは、本市は、契約を締結しないものとする。

(エ)落札者がJVで入札に参加した場合は、必ず共同入札者全員を当事者として契約を締結すること。

(3) 本契約締結

本契約は、別途調達で公告するコールセンター業務に係る入札の契約が必須条件になるため、落札者と仮契約を締結するものとする。その後、コールセンター業務の入札が契約されたとき、当該仮契約書は本契約書として効力を生じるものとし、コールセンター業務の契約日をもって本契約日とする。

なお、令和8年3月31日までにコールセンター業務の入札が契約されなかったときは、この仮契約は効力を失うものとし、この仮契約が効力を失ったことに関して、いかなる損害に対しても市は一切の責任を負わないものとする。この場合、納入済みの契約保証金は返還となるが、その他契約に要した費用は一切返還しないものとする。

14. その他

(1) 配布書類の取り扱い

(ア)本市が配布した資料は、入札が終了した時点で全て返却又は責任をもつての破棄を行うこと。

(イ)本市が配布した資料は、本業務にのみ使用し、入札参加の構成員以外に公開しないこと。

(2) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。また、提出書類は本入札にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(3) 辞退

「入札参加申請書」を提出した者で、本入札に参加しないことになった場合は、入札書等の提出期限までに、(様式11号)「辞退届」を提出すること。その際は本市が配布した資料は全て返却又は責任をもつての破棄を行うこと。なお、辞退をもって以後不利益を被ることはない。

(4) 注意事項

入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り信頼を失うことのないよう注意すること。

1 5. 当該入札に関する担当部署

奈良市総務部資産管理課

住所：奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 東棟 1 階

電話番号：0742-34-4999

FAX 番号：0742-34-3412